

# 真岡市空き家バンク事業Q&A

## 《空き家を借りたい・買いたい人編》

### Q1: 空き家バンク利用者の対象はどんな人ですか？

A: 現在お住まいの場所（住所）は問いません。

真岡市に定住を希望し、地域のコミュニティ等に協力いただける方が対象となります。

### Q2: 空き家バンクへ登録するには登録料が必要となりますか？

A: 空き家バンクへの登録費用は不要です。

なお、宅建業者による仲介のため、契約成立の際は、所定の仲介手数料が必要になります。

### Q3: 物件を見学(内覧)したいのですが、どのような手続きが必要となりますか？

A: 物件見学を希望される場合は、まず「空き家バンク利用希望申込書」の提出が必要となります。申請後、「空き家バンク利用登録完了通知書」を交付しますので、その後、見学希望の旨、市に申し出て下さい。

なお、既に、見学希望を受け付けた方がいらっしゃる場合は、“契約交渉中”として、新たな見学希望の受付は中断させていただきます。その方が、見学後に契約交渉をキャンセルした場合は、その時点で、見学希望の受付を再開いたします。

### Q4: 空き家バンク利用登録するにはどんな提出物が必要ですか？

A: 「空き家利用希望申込書」及び「空き家の利用に関する誓約書」を提出していただきます。

### Q5: 空き家バンク利用登録の申請は、インターネットでも出来ますか？

A: インターネットでの受け付けは行なっておりませんので、市窓口にご持参いただくか郵送での申請となります。

### Q6: 空き家バンク利用登録するとどんなメリット(利点)がありますか？

A: 利用登録した場合のメリットは、以下のとおりです。

①見学したい物件があった場合、すぐに見学の申込みが可能

②新しい物件が空き家バンクに登録された場合は、メールにてお知らせ

※空き家利用希望申込書の連絡先欄に、メールアドレスをご記入願います。

### Q7: 直接交渉したいので、空き家の所有者を教えてくださいませんか？

A: 空き家の所有者情報は、空き家バンクに利用登録した人以外にはお教えできません。

### Q8:気に入った空き家物件にはすぐ住めますか？

A：家財の撤去や補修などが必要な建物もあります。それぞれの物件で条件が異なりますので、物件の所有者（担当宅建業者）にご確認ください。

### Q9:田や畑も空き家と一緒に借りることが可能ですか？

A：空き家の敷地内にある家庭菜園については、そのままお使いいただけますが、それ以外の田や畑は制限される場合があります。

### Q10:空き家の所有者との交渉は、市が仲介に入ってくれますか？

A：物件や契約内容等の説明する“重要事項説明”等については、宅地建物取引業法で宅地建物取引士しか取り扱えなく、併せて、トラブルや損害を防止し、かつ円滑な不動産取引を進めるために、知識経験が豊富で調査能力を有している専門家である宅地建物取引業者の介在が必要であることから、真岡市では市が仲介には関与せず、市と県宅地建物取引業協会の協定のもと、宅地建物取引業者が仲介（媒介）を行うこととしております。

### Q11:空き家バンクに登録されている併用住宅を、店舗として利用することは可能ですか？

A：店舗併用住宅として定住する場合は、店舗として利用することは可能です。なお、一定の区域内で空き店舗を利活用して新たに事業を行う場合、市がその事業費の一部を支援する事業もあります。

（詳細は・・・真岡市商工観光課商業係 83-8643、真岡商工会議所 82-3305、  
にのみや商工会 74-0324 までお問合せください）

この「**真岡市空き家バンク事業Q&A**」は、想定問答ですが、実際に寄せられた質疑等を加えるなど、適宜更新してまいりますので、ホームページ等で最新版をご覧くださいませようお願いします。



お問合せ

真岡市役所 市民生活部 暮らし安全課 空き家対策係

☎ 0285-83-8144 FAX：0285-83-8392 E-MAIL：kurashianzen@city.moka.lg.jp

R5.4